

山武市

(平成27年1月19日)

支払督促を簡易裁判所に申し立てた件について

お世話になっております。

別紙のとおり、学校給食費等の支払督促を東金簡易裁判所等に申し立てたことについて、お知らせします。

収税課(0475-80-1152)

# 「支払督促を簡裁に申し立て」

## 1 内容及び趣旨

山武市は、平成 27 年 1 月 13 日、学校給食費や学童クラブ利用料を滞納し、納付交渉や再三にわたる督促にも応じなかった者 12 名（29 件）に対し、東金簡易裁判所などに、合計で 2,200,890 円の支払督促を申し立てました。

山武市が、滞納問題で法的措置に訴えるのは 6 年ぶりですが、今後は、定期的、継続的に法的措置を活用しながら債権を回収していきます。

## 2 対象債権

学校給食費 H18 年度～H25 年度分

学童クラブ利用料 H19 年度～20 年度分

## 3 件数及び請求価額

東金簡易裁判所	10 名（24 件）	請求価額	1,870,470 円
佐倉簡易裁判所	1 名（3 件）	請求価額	238,380 円
川口簡易裁判所	1 名（2 件）	請求価額	92,040 円
計	12 名（29 件）	請求価額	2,200,890 円

※ 件数については、児童生徒 1 名につき 1 件です。

滞納者 1 名につき最も多い請求価額 405,760 円

滞納者 1 名につき最も少ない請求価額 82,040 円

## 4 訴えの理由

- (1) 学校給食費や学童クラブ利用料は、税と違い滞納処分ができない債権なので、最終的に法的措置を駆使しなければ債権の回収ができません。
- (2) 学校給食費、学童クラブ利用料とも現年度分の徴収率は毎年

99%以上と堅調に推移していますが、過年度分の徴収率は伸び悩み（給食H25年度 17.6% 学童H25年度 26.9%）収入未済額が増嵩しています。この状況は市民負担の公平性の観点から好ましくなく、滞納者に厳しく対処していく必要があります。

- (3) 平成 23 年 4 月に収税課内に債権回収対策室を設置しました。債権を専門に回収する部署のため、法的措置についても積極的に扱えるようになりました。

## 5 問合せ先

山武市市民部収税課債権回収対策室

担当：針生、竹宮

電話：0475-80-1152